

一般社団法人日本ゴルフリーグ連盟
会員規約

第1条(年度)

1. 当連盟の事業年度は、毎年1月1日に開始し、同年12月31日に終了する。
2. 当連盟の設立初年度は、事業年度開始日を2026年7月1日とし、同年12月31日を事業年度末とする。

第2条(入会金および年会費)

1. 入会金および年会費に関する詳細事項は、当連盟が別途定める会費規程に準ずるものとする。
2. 入会金および年会費の決済は、すべて当連盟が指定する会員サイトもしくは当連盟が指定する銀行口座への振込にて行うものとする。
3. 入会金の支払いが完了した時点にて、当連盟における会員登録が完了したものとする。
4. 年会費の初回支払いは、会員登録完了日の翌月末日までに、会員サイトにおいて決済するものとする。
5. 年会費の2回目以降の支払いは、自動更新後の毎年12月31日までに、会員サイトにおいて決済するものとする。

第3条(会員期間)

1. 会員期間は、会員登録完了日から当連盟の事業年度末である12月31日までとする。
2. 前項の期間満了後は、毎年1月1日から12月31日までの1年間を会員期間として自動更新されるものとする。

第4条(会費の未納)

1. 会員が入会金または年会費を期限までに支払わない場合、当連盟は会員資格の停止または取消を行うことができる。
2. 会員が年会費を期限経過後3ヶ月以内に支払わない場合、当連盟は当該会員を除名することができる。この場合、当連盟は必要に応じて法的措置により未納会費を徴収する。
3. 会費未納により会員資格が停止または取消・除名となった場合でも、すでに支払われた入会金および年会費は返金しない。未納分については法的措置により徴収する。その際に発生した費用は全て会員負担とする。

第5条(競技エントリー)

1. 当連盟が主催する各リーグ戦における競技エントリーを行う者は、入会金および年会費の支払いが完了していることを要件とする。
2. 競技エントリーの手続きにおいては、参加を希望する会場の選択・参加するリーグ名および参加費の決済を必須とする。複数リーグの参加による参加費の追加費用は発生しない。
3. 前項の参加費決済は、当連盟が指定する会員サイトにおいて行うものとする。

第6条(退会)

1. 会員は、当連盟所定の方法により退会申請を行うことで退会できる。

2. 退会時点ですでに支払われた入会金および年会費は、返金しないものとする。
3. 退会手続き完了後の再入会については、迷惑行為防止のため1年間制限し入会不可とする。

第7条(規約の変更)

1. 当連盟は、本規約の内容を必要に応じて変更できるものとする。
2. 規約変更後の内容は、当連盟が適切と判断する方法により会員へ通知するものとする。

第8条(反社会的勢力の排除に関する確約)

1. 会員および入会申込者は、自己が次のいずれにも該当しないことを表明し、確約するものとする。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋、社会運動等標榜
 - (6) 特殊知能暴力集団
 - (7) これらに準ずる者
2. 会員および入会申込者は、次の行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的要求行為
 - (2) 法的責任を超えた不当要求行為
 - (3) 脅迫的言動または暴力行為
 - (4) 風説の流布、偽計、威力による当連盟の業務妨害
 - (5) 反社会的勢力への利益供与
3. 入会後に前各項への違反が判明した場合、当連盟は当該会員を即時除名することができる。
4. 前項に基づく除名に際し、すでに支払われた入会金および年会費等の一切の費用は返金しない。

第9条(免責事項)

- (1) 当連盟が主催または関与する競技・イベント等への参加に際し、事故、ケガ、体調不良その他のトラブルが発生した場合であっても、当連盟に故意または重大な過失がある場合を除き、当連盟は一切の責任を負わない。
- (2) 台風、雷、豪雨、地震その他の天災地変により競技・イベントの中止、延期、変更、または会員に損害が生じた場合であっても、当連盟は一切の責任を負わない。
- (3) 会員同士のトラブル(金銭、口論、暴力、物損、名誉毀損、ストーカー被害、男女間その他のハラスメント等)に起因して会員に損害が生じた場合であっても、当連盟は関与せず、また一切の責任を負わない。ただし、会員サイト内に設置する通報窓口を利用できる。
- (4) 会員が本規約に違反したことにより生じた損害について、当連盟は責任を負わない。
- (5) 会員が利用するゴルフ場・練習場・関連施設の設備不良、管理不備、事故等に起因して会員に損害が生じた場合であっても、当連盟は責任を負わない。
- (6) 会員が移動中(自家用車、公共交通機関等)に被った事故・トラブルについて、当連盟は責任を負わない。

- (7) 競技・イベント等における盗難、紛失、破損等の物的損害について、当連盟は責任を負わない。
- (8) 当連盟が提供するシステム・アプリケーション・通信環境の障害により会員に不利益が生じた場合であっても、当連盟は責任を負わない。

第10条(禁止事項)

会員は、以下の行為を行ってはならない。

- (1) スコアの虚偽申告・改ざん、代理入力、なりすましによる競技の代理出場
- (2) 他の会員、競技関係者、施設関係者への迷惑行為、暴言、暴力、ハラスメント行為
- (3) 当連盟の運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
- (4) 法令または公序良俗に反する行為
- (5) 当連盟の名誉・信用を毀損する行為
- (6) 当連盟のロゴ・商標・コンテンツ等を無断で使用する行為
- (7) 会員資格または会員情報の第三者への貸与・譲渡・共有
- (8) 競技・イベント等における不正行為、妨害行為、危険行為、賭博行為
- (9) 当連盟のシステム・アプリケーションの不正アクセス、情報改ざん、データの不正取得
- (10) その他、当連盟が不適切と判断する行為

個人情報保護方針

一般社団法人日本ゴルフリーグ連盟(以下、「当連盟」という)は、個人情報の保護に関する法律および関係法令を遵守し、以下の通り適切に取り扱います。

1. 個人情報の取得

当連盟は、リーグへの参加申込、アンケート、お問い合わせ等を通じて、氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、本人確認書類に記載の情報、ゴルフ場利用税非課税対象情報のほか、競技結果(スコアデータ)、ハンディキャップ等の競技遂行に必要な情報を適法かつ公正な手段で取得します。

2. 利用目的

取得した個人情報は、以下の目的の範囲内で利用します。

- (1) なりすまし防止のための本人確認
- (2) 競技の運営・管理: 組合せ表の作成、競技結果(スコア)の集計、ランキングの算出
- (3) 連絡・通知: 競技日程の案内、欠場確認、緊急時の連絡
- (4) 公表: 競技結果(氏名、所属、スコア等)の会報、ウェブサイト、SNS等への掲載
- (5) サービス提供: 参加賞・賞品の送付、提携ゴルフ場へのチェックイン補助
- (6) 安全管理: 競技中の事故・負傷時の方策(保険加入手続き等)

3. 第三者への提供

原則として、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供しません。ただし、以下の場合を除きます。

- (1) 法令に基づく場合

- (2)競技運営のために必要な範囲で、開催会場(ゴルフ場)に取得した個人情報を提供する場合
- (3)損害保険の手続き等、利用目的の達成に必要な範囲で業務を委託する場合

4. 競技結果および肖像権の取り扱い

リーグの性質上、以下の事項について参加者はあらかじめ同意するものとします。

競技結果の公開：氏名、成績、所属等は、当連盟の広報媒体(HP・SNS等)に掲載されることがあります。肖像権：競技中に撮影された写真・動画が、広報活動や報告書に使用されることがあります。

5. 安全管理措置

当連盟は、個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止のため、適切なセキュリティ対策を講じ、厳重に管理いたします。

6. 開示・訂正・利用停止

本人から個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求があった場合は、本人確認の上、速やかに対応します。

(個人情報に関する問合せ窓口)

一般社団法人日本ゴルフリーグ連盟

運営局 個人情報取扱担当

mail:info@jglf.or.jp